

長野市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成22年1月18日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	高	波	謙	二
同	岡	田	莊	史
同	塩	入		学

## 措置の通知書

平成 21 年度 随時監査（工事監査・前期）（21 監査第 45 号）分

指摘事項及び意見	措 置 状 況
<p>(指摘事項)</p> <p><b>1 計画、設計及び積算について</b> (報告書 3 ページ)</p> <p>(1) 設計・積算において、以下の違算や書類不備が散見された。 今後はこのようなことのないよう、積算基準の理解と発注前の十分な審査体制の確立を要望する。</p> <p>②積算における適用単価日の設定誤りから、適正な単価が用いられていない事例があった。</p> <p>※適用単価日；積算に使用する労務費や材料費等の単価及び歩掛が制定された日付。昨今は、原油や鋼材等の価格変動が激しいことから、ほぼ毎月単価改定されている。 (大岡支所・維持課・建築指導課・公園緑地課・駅周辺整備局・保健給食課)</p> <p><b>2 契約について</b> (報告書 4 ページ)</p> <p>契約金額 50 万円以下の小規模工事において、同一現場における同工種の工事を分割発注した事例が見受けられた。 業者発注の透明性や工事費の経済性を考慮し、競争原理を働かせるよう、適正な工事発注に努められたい。 (まちづくり推進課・体育課)</p>	<p>担当課で起案する際に単価適用日の確認を徹底することを確認、改善を図った。 (公園緑地課・保健給食課)</p> <p>事務執行にあたっては、関係法令、規則等に則り、工事の透明性、経済性及び競争原理を働かせ、最小の経費で最大の効果を生む基本理念を忘れずに事務処理を行うよう周知徹底し改善を図った。 (体育課)</p>